費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額の目安について

経営改善支援センター事業（４０５）における費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額については、以下のとおりとなります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 中小企業の区分 | 企業規模 | 費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額（モニタリングを含む） |
| 小規模 | 売上１億円未満かつ有利子負債１億円未満 | **１００万円以下**（うちモニタリング費用は総額の１／２以下） |
| 中規模 | 売上１０億円未満かつ有利子負債１０億円未満（小規模を除く） | **２００万円以下**（うちモニタリング費用は総額の１／２以下） |
| 中堅規模 | 売上１０億円以上または有利子負債１０億円以上 | **３００万円以下**（うちモニタリング費用は総額の１／２以下） |